

○鳥羽志勢広域連合財政状況の公表に関する条例

〔平成 11 年 11 月 24 日〕
〔条 例 第 3 5 号〕

（趣旨）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 1 項の規定による財政に関する事項（以下「財政状況」という。）の公表に関しては、この条例の定めるところによる。

（公表の時期）

第 2 条 財政状況の公表は、毎年 6 月及び 12 月に行うものとする。

2 天災その他避けることができない事故により、前項の時期に財政状況を公表することができないときは、広域連合長は事故のやんだときから 1 箇月以内において、これを公表しなければならない。

（公表の内容）

第 3 条 前条第 1 項の規定により 6 月に公表する財政状況においては、前年度 10 月 1 日から同年度 3 月 31 日までの期間における次に掲げる事項を掲載し、かつ、財政の動向及び広域連合長の財政方針を明らかにするものとする。

- （1）歳入歳出予算の執行状況
- （2）財産、地方債及び一時借入金の現在高
- （3）広域連合構成市町の負担状況
- （4）前 3 号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める事項

2 前条第 1 項の規定により 12 月に公表する財政状況においては、4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間における前項各号に掲げる事項を記載し、かつ、前年度の決算の概況を明らかにするものとする。

3 広域連合長は、必要に応じ、財政状況の掲載事項の基礎となるべき事実及び数字を記載した文書を、その付表として添付することができる。

（公表の方法）

第 4 条 財政状況の公表は、鳥羽志勢広域連合公告式条例（平成 11 年鳥羽志勢広域連合条例第 1 号）の定めるところにより行う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。